

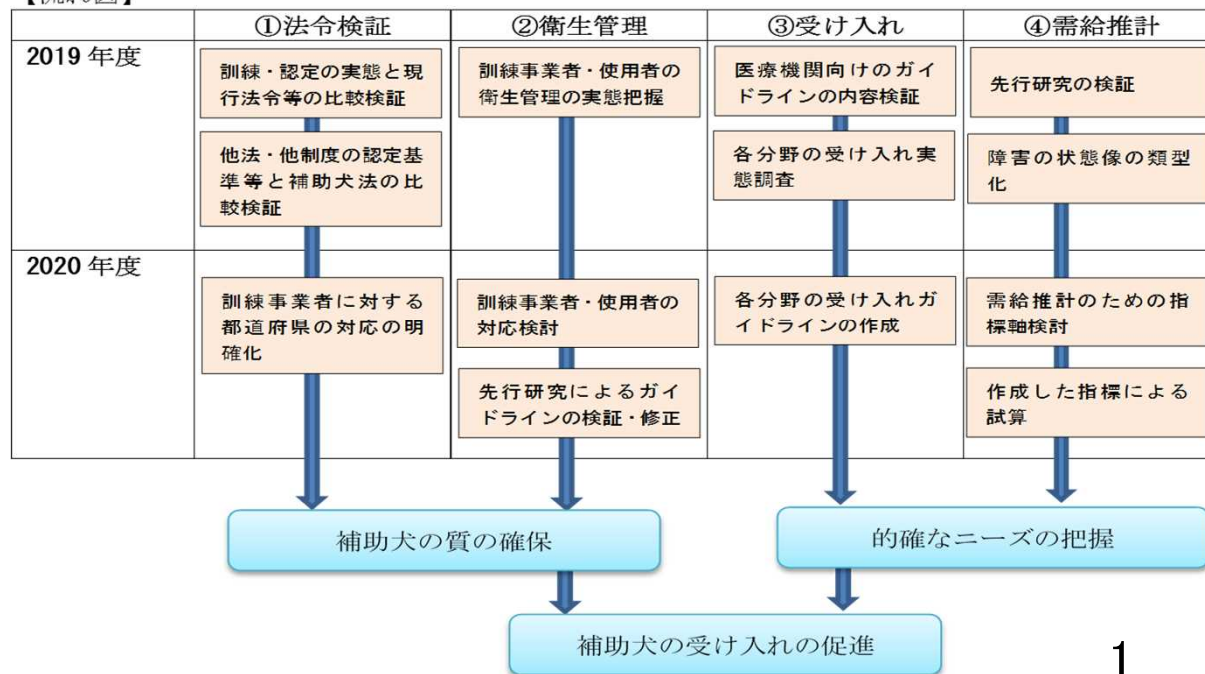
身体障害者補助犬の質の担保及び受け入れ促進のための研究

	氏名	所属研究機関	現在の専門 役割分担
研究代表者	飛松好子	国立障害者リハビリテーションセンター総長	リハ医学 全体総括
研究分担者	山本真理子	帝京科学大学アニマルサイエンス学科講師	動物人間関係学 補助犬受け入れガイドラインの作成
	水越美奈	日本獣医生命科学大学獣医保健看護学科臨床部門准教授	獣医学 使用者等の衛生管理・行動管理の研究
	清野絵	国立障害者リハビリテーションセンター研究所室長	社会福祉学・心理学 需給推計方法についての検討

目的・・・補助犬の質を確保し社会での受け入れを一層進めること

- ① 現行法令、既存の各種ガイドライン等の内容を学術的な視点で検証する。
- ② 補助犬の衛生管理の実態を把握し、訓練事業者および使用者が行うべき対応を取りまとめる。
- ③ 交通事業者、飲食店、ホテル、医療機関等、各分野で補助犬使用者を受け入れるための留意点について取りまとめる。
- ④ 障害者のニーズを的確に把握するために、補助犬の種別毎の需給推計方法について検討する。

【流れ図】



①現行法令、既存の各種ガイドライン等の内容の学術的な視点の検証

令和元年度実施方針

身体障害者補助犬法、同法施行規則等に規定する訓練基準・認定基準等と現状を比較検証し、補助犬の質を確保する方策について制度論的に取りまとめて提言する。

令和元年度の検証状況、成果等(現時点)

1. 台湾の補助犬制度の調査

- 訓練中の補助犬(育成犬)としての認定および証明証の発行(日本では「育成犬」は認定の対象になっていないが、訓練期間中、外部での訓練ができたほうが効率的であり、使用者との相性判断の際にも効果的)
- 認定制度と補助犬の質の確保(認定法人における適切な認定のみならず、訓練機関の質の向上も重要な課題。)
- 補助犬に対する購入費、維持費および医療費に対する支援

2. アメリカの補助犬制度の調査

- 補助犬の同伴拒否禁止の法的構成が、判例法理上、明確になっている。
- 各法律の条文で障害者差別が禁止されていることに加えて、それらのガイドラインが比較的詳細に具体的な内容を規定。
- 補助犬が特定の支援内容の適格性を限定されていない。

3. 東京都の補助犬給付制度の調査

- 東京都身体障害者補助犬給付制度の給付額は、1頭につき200万円弱。
- 補助犬の所有に関しては、認定補助犬を東京都が保有し、使用予定者に貸与するという法的構成。

令和2年度の実施方針(案)

- 他法・他制度における事業所等の指定・認定の基準や、事業所等に対する監査の仕組みとを比較検証し、課題を抽出。
- 指定法人に対する国の役割、訓練事業者に対する都道府県の対応等の役割を明確化し、提言。

②補助犬の衛生管理の実態を把握、訓練事業者および使用者が行うべき対応

令和元年度実施方針

訓練事業者・使用者の衛生管理の実態を把握し、衛生確保の観点からの課題整理を行う。

令和元年度の検証状況、成果等(現時点)

1. 盲導犬、介助犬、聴導犬の訓練事業者に対するヒアリング調査(各1団体、計3団体に実施)

○ 行動管理と衛生管理について以下のような現状を把握。

- ・申込時から犬の行動・衛生管理ができるかの可否を確認し、難しい場合は補助犬使用以外の代替案の提案等をする。
- ・合同訓練時に衛生管理等の指導では、聴覚障害者の場合、複雑な文の理解が難しい等、障害特性を配慮した指導について苦労することもある。
- ・年1回の健康診断書の提出を求めているが、項目やワクチンの種類が獣医の意見によるため、団体により内容は異なる。
- ・一般の獣医師は補助犬に対する理解が十分でない可能性もあるため、団体のかかりつけ医に合同訓練時に挨拶を実施。

○ 指定法人との関わりにあたり、以下のような意見を聴取した。

- ・認定時に行動管理の審査はあるが、衛生管理は自己申告(書類)のみとなっている。
- ・認定審査会に参加している獣医師のうち、補助犬に対する知識等が充分でないと思われる者がいる場合がある。
- ・認定法人により、貸与後の衛生管理について求められる報告内容が異なる

○ 上記の現状改善にあたり、現在の「身体障害者補助犬の衛生確保のための健康管理ガイドライン」(平成13年度厚生科学特別研究事業)が必ずしも効果的でない可能性がある。

2. 補助犬の衛生管理に関する海外文献の調査

○ 補助犬については狂犬病予防注射の文献以外は見つけることができなかった。

令和2年度の実施方針(案)

○ 現在の衛生ガイドライン改定に向けて、獣医師の公衆衛生専門家を研究協力者として研究を進め、使用者や訓練事業者が衛生・行動管理を適切に行うために必要な対応を明確化し、ガイドラインとして取りまとめる。

③交通事業者、飲食店、ホテル等、各分野で補助犬使用者を受け入れるための留意点

令和元年度実施方針

医療機関、飲食店、交通事業者等における補助犬の受け入れについて、実態を把握し既存のガイドライン等の検証を行う。

令和元年度の検証状況、成果等(現時点)

1. 補助犬使用者の施設利用に関して文献を調査

- 受け入れ拒否を経験した使用者は、補助犬法施行直後・現在ともに多く、法律を説明しても受け入れが認められない「完全拒否」を経験した人は、4割程度。拒否事例の多くは施設側の「準備不足」「情報不足」が原因。

2. 既存ガイドライン(医療機関向け)の検証

- 既存ガイドラインは、補助犬の受け入れの判断を医療機関に委ねる記載。
- 補助犬を受け入れられない区域・場面についての具体例や補助犬の安全・衛生面の情報が不足。

3. 保健所(全国471施設)を対象に、補助犬に関する対応事例を調査

- 358部の回答が得られ(回収率76.0%)、過去5年間に補助犬使用者から相談を受けた経験のある保健所は20施設(5.6%)。(うち同伴拒否に関する相談:11施設(30事例))。

4. 施設等へのヒアリング／アンケート調査の実施(調査の一部が終了し、現在も継続中。)

- 補助犬使用者に出会う機会が少ないと考えられる地域で行った調査(協力20店舗)の結果、補助犬使用者の来店経験は0店舗。補助犬の来店を想定していない店舗は18店舗(90%)であり、受け入れに不安や心配がある店舗は9店舗(45%)。

5. 医療機関への補助犬使用者の受け入れについりハ専門職にアンケート調査

- 40名の回答があり、そのうち所属病院が補助犬の同伴について何らかの取り組みをしていると答えた人は5名(12.5%)、補助犬の受け入れについて不安を感じたことがある人は15名(37.5%)。

令和2年度の実実施方針(案)

- 施設等へのヒアリング／アンケート調査の継続実施
- 飲食店、交通事業者等の受け入れ事業者毎の、補助犬受け入れガイドラインを作成する

④障害者のニーズを的確に把握するための補助犬の種別毎の需給推計方法

令和元年度実施方針

補助犬の需給推計について先行研究についてとりまとめるとともに、使用者の障害の状態像を類型化する

令和元年度の検証状況、成果等(現時点)

1. 日本語文献を網羅的に調査(厚労科研報告書8件、論文20本が抽出)

- 補助犬使用者の状態像について、育成団体や研究者の意見として、身体障害者手帳の等級、疾患名、障害状態の報告あり
盲導犬:使用者のデータでは身体障害者手帳1級、2級や全盲、ロービジョンという報告
聴導犬:使用者のデータでは全ろう、難聴という報告
介助犬:使用者のデータでは身体障害者手帳1級、2級や頸椎損傷等の報告
- 需要推計に関連する可能性がある要素としては、各補助犬に共通するものとして、管理能力、年齢等が報告されていた。
- 需要推計の先行研究としては1件報告あるが、希望割合の数値が正確でなかったり、要素が少ないことが課題(日本財団、1999)
盲導犬:視覚障害1級・2級×希望する割合 推計A(今すぐ希望する人数) 4,739人 推計B(将来希望する人を含む) 7,787人

2. 英語文献を網羅的に調査(論文20本が抽出)

- 障害者の状態像については、育成団体や研究者の意見として報告あり
盲導犬:盲目または視覚障害のある人 聴導犬:難聴または聴覚障害のある人 介助犬:可動性に課題のある人

3. 47都道府県の助成支給の要件をWEBから調査(18都道府県の助成要件が抽出)

- 助成要件の情報が確認できた18都道府県については、都道府県により要件に違いあり
盲導犬:視覚障害…1級(11件)・1級又はこれに準ずる(3件)・2級(3件)・等級問わず(1件)
介助犬:肢体不自由…1級(3件)・2級以上(11件)・2級以上又はこれに準ずる(3件)・等級問わず(1件)
聴導犬:聴覚障害…2級(14件)・2級又はこれに準ずる(3件)・等級問わず(1件)

令和2年度の実施方針(案)

- 国際的な基準であるICF(国際生活機能分類)やICD11(国際疾病分類第11改訂版)等、身体障害に関する最新の分類等を参考しつつ、補助犬が適用となる状態像について整理。
- 需給推計のための指針(「希望」以外の指標軸を含む)を開発し試算